

災害時における燃料等優先供給に関する協定書

名西消防組合（以下「甲」という。）と徳島県農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第1条 この協定は、甲の管内に災害が発生し、又は緊急消防援助隊等として管轄外に応援を派遣する場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う業務等を支援し、継続的な活動を図るための燃料等の供給に際し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）
第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは乙に対して、燃料等の供給を要請するものとする。

（協力の実施）
第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、甲に優先供給するものとする。

（燃料等の種類）
第4条 甲が乙に優先供給（燃料の仕入れを含む。）を要請する燃料等は、ガソリン、軽油、灯油、A重油、その他（アドブルー、エンジンオイル）とする。

（要請の方法等）
第5条
1 第2条の要請は、原則として要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
2 甲は、協力を要請する期間及びその他必要な事項を、乙に連絡するものとする。
3 前項の協力を要請する期間は、災害の状況により協力が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（燃料等の納品）
第6条
1 甲が当該納品場所へ職員を派遣し、燃料等の納品場所を指定することとし、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。
2 乙の給油取扱所においても、業務に支障がないときは、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。ただし、その経費については、第8条のとおりとする。

（燃料等の価格）
第7条 甲が乙に支払う燃料の価格は、時価準拠とする。
2 燃料以外のものの価格は、災害発生時直前における通常価格を基礎として算出するものとする。

（経費）
第8条
1 乙が協定に基づき、甲からの燃料等の供給及び運搬費に要した経費は、甲が負担するものとする。
2 乙は、前項の支払いを、消費税等とともに書面であらに請求するものとし、甲は乙の指定する口座に当該請求月の翌月末までに支払うものとする。

（連絡責任者等）
第9条 甲乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定めるとともに災害時等は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。（別表1）

（報告等）
第10条
1 甲乙の連絡責任者は、災害時等に支障を来さないよう定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。
2 乙は、この協定に基づき協力の実施できる甲管内の給油所等の名称、所在地、電話番号及び連絡責任者等、必要な事項を甲に報告するものとする。（別表1）
3 乙は、前項の規定により報告した事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。
4 乙は、燃料等の納品完了後、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（補償）
第11条 この協定に基づいて、業務に従事した者が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（有効期間）
第12条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間終了日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）
第13条 甲乙は、この協定の実施に際し、必要な連絡手続及びこの協定に定めない事項については、甲乙の協議上、定めるものとする。

この協定を記するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通保有するものとする。

令和6年8月28日

甲 徳島県名西郡石井町高川原字高川原66番地8
名西消防組合管理者

石井町長 小林 智 仁



乙 徳島県徳島市北佐古一番町5番地12
徳島県農業協同組合

代表理事組合長 橋本 浩

